

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘を受け、取引を開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、当社顧客サポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

松井証券 顧客サポート

電話番号 0120-953-006（フリーコール）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外国為替証拠金取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 外国為替証拠金取引とは、一定の証拠金を当社に担保として差入れ、外国通貨の売買を行う取引です。
- 外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れた証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様ご自身の資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- 外国為替証拠金取引の取引手数料は無料です。ただし、受渡決済手数料は、通貨ペアごとに異なり、約定通貨数量×1～20円です。
- 取引する通貨ペアで、より高金利の通貨を売り付ける場合、スワップポイント(2通貨間の金利差調整額)の支払いが発生します。また、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。

外国為替証拠金取引のリスクについて

- 為替相場の変動や、金利情勢、現地情勢(政治・経済・社会情勢)および各国の政府による規制等により、外国為替証拠金取引の対象となっている外国為替の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- スワップポイントの支払いにより、損失が生じるおそれがあります。
- お客様が差し入れている証拠金を上回る額の取引を行うことができることから、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- 相場状況の急変、指標の発表、著しい流動性の低下等に伴う価格の変動やスプレッド(売り気配と買い気配の差)幅の拡大、価格の配信または注文の受付の停止により、意図した取引ができない可能性があります。
- 当社とカバー先との間の契約の終了や、当社またはカバー先の業務の変更や財産の状況の悪化等に伴い、カバー取引を継続して行うことができなくなった場合には、お客様との取引を継続することができず、お客様が想定されていない時

点での反対売買が必要となることにより、損失を被る危険があります。

- お客様のリアルタイム維持率がロスカット率を下回ったと判定された場合、お客様の建玉を強制的に決済（ロスカット）いたします。ロスカットは建玉を銀行間外国為替市場（インターバンク市場）の価格を基準として当社で生成した価格（以下、「当社生成レート」といいます）で反対売買することにより決済します。そのため、ロスカット判定時の当社生成レートで約定する保証はなく、相場が急激に変動した場合等には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

カバー先の名称等について

- 当社のカバー先は、次の通りです。

シティバンク、エヌ・エイ（Citibank, N.A）

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）

銀行業 / FINMA [連邦金融市場監督機構]（スイス）

バークレイズ銀行（Barclays Bank Plc）

銀行業 / FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]

JP モルガン・チェース銀行（JPMorgan Chase Bank, N.A.）

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（Bank of America, N.A.）

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

セントラル短資 FX 株式会社

金融商品取引業 / 関東財務局長（金商）第 278 号

株式会社三菱 UFJ 銀行

銀行業 / 関東財務局長（登金）第 5 号

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International PLC）

証券業 / FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]

シンプレクス FX・スマートクロス株式会社

事業法人

財産の管理方法および預託先について

- 当社は、外国為替証拠金取引に関してお客様から預託を受けた証拠金および取引の結果により実現した利益で、受渡しが完了している額（証拠金に含まれます）について、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により区分管理を行っています。

クーリング・オフの対象とならないことについて

- 外国為替証拠金取引に関しては、注文執行後にお客様が契約を解除すること

(クーリング・オフ) はできません (金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません)。

NetFx（外国為替証拠金取引）の仕組等について

取引の方法

1. 対象通貨ペア、取引単位、呼値

取引の対象通貨ペア、取引単位、および呼値は下記表の通りです。

通貨ペア	最低取引単位	呼値
米ドル/円 (USD/JPY)	1,000 通貨単位	0.1 銭
ユーロ/円 (EUR/JPY)		
豪ドル/円 (AUD/JPY)		
カナダドル/円 (CAD/JPY)		
NZ ドル/円 (NZD/JPY)		
英ポンド/円 (GBP/JPY)		
スイスフラン/円 (CHF/JPY)		
トルコリラ/円 (TRY/JPY)		
南アランド/円 (ZAR/JPY)	10,000 通貨単位	
メキシコペソ/円 (MXN/JPY)		
ユーロ/米ドル (EUR/USD)	1,000 通貨単位	0.00001 米ドル
豪ドル/米ドル (AUD/USD)		
英ポンド/米ドル (GBP/USD)		

2. 金銭の授受

外国為替証拠金取引に係る当社とお客様の間の金銭の授受は、全て外国為替証拠金取引口座で処理します。

3. 新規建てと決済

売建て・買建てのいずれも可能です。お客様から、当社所定の方法により受渡決済取引の申し込みがない限り、それぞれ反対売買を行うことにより決済されます。

4. 取引の受渡日

転売または買戻しを行った場合の受渡日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

5. 建玉のロールオーバー

通貨の受渡または転売もしくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

6. 注文の受付方法

取引注文の受付は、受渡決済を除き全てインターネット上に当社が設置する所定の取引サイト、または当社が提供するソフトウェアからのみ受注します。システム障害発生時を含め、その他の手段(電話、FAX等)による受付は行いません。また、システム障害発生時は受渡決済の受付を停止する場合があります。

7. 価格の配信方法

- ① 当社の提供する外国為替証拠金取引に係る通貨の売付価格および買付価格は、当社生成レートをお客様に提示しています。このため、取引所外国為替証拠金取引における価格や各種情報ベンダーの提供する価格情報とは必ずしも一致するものではありません。また、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差が生じることにより、お客様が注文を入力する際の当社生成レートからかい離れた価格で約定することがあります。なお、相場の急変時には、当該かい離が通常時に比べて広がる場合があります。
- ② 当社は、お客様から本取引に関する注文を受付した際、当社生成レートを基に、当社が相手方となってお客様の注文に約定をつけます。
- ③ 当社が提示する通貨の価格は、売り付けの価格と買付の価格の間に差（スプレッド）があります。スプレッドは一定ではなく、為替相場の状況等を踏まえて随時変動します。
- ④ お客様へ通知した約定値段が、異常レートに基づく値段であると当社が判断した場合、当該約定（その反対売買を含む）および約定処理を行った注文について、取消扱いとする処理を行うことがあります。当社で発生したシステム障害が原因で、お客様へ通知した注文の約定結果（約定の成否および約定値段）が、本来あるべき約定結果と異なると当社が判断した場合、当該約定結果について、本来あるべき約定結果となるよう訂正または取消扱いとする処理を行うことがあります。
- ⑤ 急激な相場変動時等に、安定的で適切な価格を提供できる状況にないと当社が判断した場合、当社における価格の配信の停止を行います。なお、価格の配信の停止を行った場合は、当社の外国為替証拠金取引の全ての注文の受付および約定処理を停止します。具体的には次のような状況が想定されます。
 - インターバンク市場で複数の金融機関が適正な取引レートを提供できない状況
 - 流動性が低下しカバー先と必要な取引を行えない状況
 - インターバンク市場の価格が短期間で極端に変動する状況

上記の状況が改善した場合は、価格の配信を再開し、停止していた外国為替証拠金取引の全ての注文の受付および約定処理を再開します。

- ⑥ 相場の急激な変動等により、価格の配信が停止され、その後再開した場合に、その再開した時点の当社生成レートによっては、リアルタイム維持率の低下に伴うロスカットが発動する場合があります。ロスカット注文が約定したときの損失は、お客様が差し入れている証拠金を上回る場合があります。

8. 当社のカバー取引について

お客様の注文が約定した際に当社が保有することとなるポジションは、対当する他の注文と相殺します（マリー取引）。対当する注文がなく、当社のポジションが一定量を超える場合は、その時点で最も良いレートで取引できる第三者の金融機関（カバー先）との間で当社の為替リスク回避のための取引を行います（カバー取引）。当社のポジションが一定量を超えない場合でも、相場状況等によりカバー取引を行う場合があります。相場急変時や、当社における為替リスクが過度に膨らんだ場合、全てのポジションについてカバー取引を行うことがあります。カバー取引は、分割して複数のカバー先との間で行うことがあります。マリー取引およびカバー取引はシステムで自動的に行います。

9. 注文の種類

当社の提供する外国為替証拠金取引においては次に掲げる注文区分に応じ、当該注文を執行します。

① 成行（ストリーミング）注文

取引画面に表示されるレートを基に、注文ボタンを押下したときの当社生成レートで発注する注文方法です。お客さまの発注画面の当社生成レートを基準としてスリッページ幅の設定が可能で、約定処理をする時点の当社生成レートがスリッページ幅の範囲内であれば約定し、範囲外であれば失効いたします。

② 指値注文

売買価格を指定する（指値する）注文方法で、以下の条件で約定します。

a. 次の場合、当社生成レートではなく指値で約定します。

- ・買注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以下となった場合
- ・売注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以上となった場合

b. 次の場合、当社生成レートで約定します。

- ・注文を受け付けたときに、上記 a. の条件を満たす場合
- ・取引時間外に受け付けた注文（未約定のため、持ち越した注文を含む。）が、取引開始時に上記 a. の条件を満たす場合

・相場の状況等により価格配信を停止した後、価格配信再開時に上記 a. の条件を満たす場合

③ 逆指値注文

注文時点の当社生成レートよりもお客様に不利な価格（例：買注文の場合には注文時点の当社生成レートより高い）を指定する注文方法です。トリガー価格（逆指値価格）に到達した時点で売買価格を指定せず発注し、当社生成レートで約定します。そのため、トリガー価格と実際の約定価格との間に差が生じている場合があり、約定価格はお客様が指定したトリガー価格よりも不利になることがあります。

④ IFD（イフダン）注文

新規注文を出すと同時に、その新規注文（一次注文）が約定された場合に有効となる決済注文（二次注文）をセットで出す複合注文方式です。益出し注文は指値、損切り注文は逆指値で発注できます。

⑤ OCO 注文

2つの注文を同時に発注し、どちらか一方の注文が約定された場合には、約定していない他方の注文が自動的に取消される複合注文方法です。OCO 注文は新規注文、決済注文いずれも利用可能です。

⑥ IFO 注文

新規注文を出すと同時に、その新規注文（一次注文）が約定された場合に有効となる OCO 注文（二次注文）をセットで出す複合注文方式です。

⑦ 一括決済注文

全建玉の決済注文をスリッページ幅の指定をせず、注文を受け付けたときに当社生成レートをもって執行する注文方法です。お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があり、当該価格差は、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差により発生し、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

10. 現物受渡決済（デリバリー）について

受渡決済の場合、当社の定める受渡決済手数料を加味した受渡決済価格に基づいて取引対象の通貨を授受するほか、受渡決済価格と約定価格の差に基づいて算出した差損益を授受します。受渡決済手数料の詳細はお問い合わせください。なお、手続は電話で受け付けますが、別途、書面の差入れ等の手続を行っていただく必要があるため、手続完了まで相当な期間を要します。

証拠金

1. 証拠金の預入れ

当社がお客様から預託を受ける証拠金は、日本円現金に限ります。外貨の預託および有価証券による充当はできません。お客様の入金は、ネットストック口座へ入金いただいた後、別途、お客様自身によるネットストック口座から NetFx 口座への振替手続きが必要です。

2. 必要証拠金額

取引通貨の為替レートに応じた取引額に対して一定の証拠金率以上で当社が定める金額の証拠金が必要となります。一定の証拠金率とは以下の通りです。

(個人口座)

レバレッジコースに応じて、4%~100%の間で設定した証拠金率

※レバレッジコースは個人のお客様のみ選択可能です。詳細は下記の表をご覧ください。

	レバレッジ	証拠金率
スタンダード 25 倍コース	25 倍	4%
低レバレッジ 10 倍コース	10 倍	10%
低レバレッジ 5 倍コース	5 倍	20%
レバレッジなしコース	1 倍	100%

(法人口座)

一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率（ただし、レバレッジには上限が設定されます。詳細は取引ルールをご参照ください。）

3. 証拠金の返還

お客様の出金は、NetFx 口座からネットストック口座への振替手続きの後、ネットストック口座より出金手続きを行っていただくことでできます。

NetFx 口座からネットストック口座に振替可能な金額の計算は、次のように行います。

預託証拠金（現金）－必要証拠金総額－決済損－建玉評価損

なお、取引日の 15:30 以降にネットストックから NetFx に振り替えた資金は、翌日のデータ一括処理終了後、再度ネットストックに振り替えることができます。

4. スワップポイント

- スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差調整額のことをいいます。ロールオーバーするごとに発生し、建玉の決済時点でスワップポイントの精

算を行います。したがって、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、スワップポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。

- スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーする日数を基に当社が計算します。各国の金利情勢等により変動し、実績をWEBサイトで公開しています。
- スワップポイントの額は、その時々々の金利情勢、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。また、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントには差があります。

5. 証拠金の種類および維持率の計算方法

① 必要証拠金

新規注文と保有建玉の維持に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

ポジション必要証拠金 + 注文証拠金

② ポジション必要証拠金 (※)

建玉の維持に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

現在の為替レート × 建玉数量 × レバレッジコースごとの証拠金率

③ 注文証拠金 (※)

新規注文の際に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

現在の為替レート × 注文数量 × レバレッジコースごとの証拠金率

④ 証拠金余力

新規建注文をする際に利用できる証拠金であり、以下の通り計算します。

純資産 - 必要証拠金総額

⑤ リアルタイム維持率

NetFx口座のポジション必要証拠金に対する純資産の割合を示し、追加証拠金やロスカットの判定基準となります。

$(\text{純資産} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$

※通貨ペアごとに売買区分別のポジション必要証拠金・注文証拠金を算出し、大きい方を採用します。複数通貨ペアで両建てしている場合は、通貨ペアごとに計算し、合算します。

6. 追加証拠金

一日の取引終了時点において、リアルタイム維持率が 100%を下回っていた場合、不足している証拠金額分の追加証拠金（現金部分が負の金額となった場合の当該負の金額については現金で）として翌取引日 15:00 までに当社に差し入れていただくか、全部または一部の建玉を決済していただきます。

7. ロスカット等の取扱

① ロスカットルール

リアルタイム維持率が設定されているロスカット率を下回ったと判定された場合、それ以上の損失拡大を防止するために、ロスカットが発動し、お客様の注文および建玉は次のような取扱となります。

- 新規の未約定注文がある場合は、全て強制的に取り消されます。
- 新規の未約定注文が無い場合または取り消し後もリアルタイム維持率が設定されているロスカット率を下回っている場合、発注されている注文を全て取り消して、全ての建玉を当社生成レートをもって強制的に反対売買（ロスカット注文）することにより決済します。
- 相場の急変動やスプレッドの拡大により、ロスカット率を下回っていると判定された時点と異なる当社生成レートで決済されることで、損失が一定の割合にとどまらず、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

② ロスカット等の証拠金維持率の設定について

個人のお客様は、ロスカット率を（50% / 60% / 70% / 80% / 90%）から選択可能ですが、法人のお客様は 100%固定になります。

8. 強制決済について

次のケースに該当するお客様につきましては、当社の任意により、お客様の口座において全ての建玉の反対売買を行います。

① 追加証拠金の発生した取引日の翌取引日の 15:00 までに、追加証拠金の解消が確認できていない場合

※追加証拠金発生以降、為替相場の変動により証拠金維持率が 100%以上 になったとしても、追加証拠金の差入れまたは建玉の決済は必要です。追加証拠金の解消が確認できていない場合は、当社の任意により、お客様の口座において全ての建玉の反対売買を行います。

② その他、当社取引規程の定めにより期限の利益の喪失の事由に該当した場合

店頭外国為替証拠金取引の手続について

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続の概要は、次の通りです。

1. 取引の開始

① 本説明書の交付

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

② NetFx 口座の開設

NetFx 口座の開設にあたっては、あらかじめネットストック口座を開設していただく必要があります。また、外国為替証拠金取引（NetFx）取引規程および取引ルールについて、ご理解・ご納得いただく必要があります。また、NetFx 口座の開設にあたっては審査があります。一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、審査の結果、口座の開設に応じられないこともあります。

2. 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。注文は取引システム（インターネット）にて発注することができます。

- a) 注文する通貨の組合せ（通貨ペア）
- b) 新規取引または決済取引の別
- c) 売付取引または買付取引の別
- d) 注文数量
- e) 注文価格（指値又は逆指値）
- f) 注文の有効期間
- g) その他の注文条件

3. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に証拠金受領書を交付します。

4. 転売または買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、スプレッド、手数料および証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどの

デメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

取引あるいは証拠金の入出金が行われた場合、当社は、一日分のこれら取引等をまとめて、取引内容、建玉、証拠金額等を記載した「取引報告書兼証拠金受領通知書」を交付します。

6. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、四半期毎（取引があった月には当該月毎）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、交付します。

7. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、または顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引

契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

- f. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為

- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
- s. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 外国為替証拠金取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が維持必要預託額(最低維持基準)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

■受渡決済

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。

■売建玉

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

■オファー

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

■買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

■買戻し

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

■カバー取引

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

■金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

■裁判外紛争解決制度

訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。ADRともいいます。

■差金決済

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

■指値注文

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

■証拠金

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

■スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

■スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格または顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■追加証拠金

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

■デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

■店頭外国為替証拠金取引

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

■店頭金融先物取引

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

■店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

■転売

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

■特定投資家

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

■値洗い

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続を値洗いといいます。

■ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

■ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

■両建て

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

■ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建

玉を強制的に決済することをいいます。

■ ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

外国為替証拠金取引に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。
※ 復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外国為替証拠金取引の譲渡所得に係る所得（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
連絡先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119億円 (※)
主な事業	金融商品取引業

設 立 1931 年 3 月

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業です。

当社が提供する NetFx（外国為替証拠金取引）は、金融商品取引法に定める店頭デリバティブ取引のうち、一般社団法人金融先物取引業協会の定める店頭金融先物取引の 1 つです。当社が提供する金融先物取引は通貨関連店頭デリバティブ取引である NetFx の 1 種類です。

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

2019 年 4 月